

平成18年8月29日

《問い合わせ先》

沖縄総合事務局開発建設部港湾空港建設課

名城・片倉 Tel:098-860-2260

いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保  
対策について（試行）

## いわゆるダンピング受注に係る公共工事の 品質確保対策について（試行）

一般競争入札の拡大により、入札制度の透明性が高まっている一方、昨今、低入札価格調査制度対象工事（以下低入札工事という）が増加している。そういった、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。そのため、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港所管）では重点的なダンピング対策を講ずる以下のような措置を平成18年9月1日以降の手続き開始工事から実施する。

### 1. 入札契約に関する措置

(1)平成18年4月以降の沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港所管）において、低入札工事の工事成績に70点未満がある場合は、開発建設部管内発注工事（港湾・空港所管）の競争参加を工事目的物の引渡日から1年度間認めない(WTO対象工事以外)。(低入札工事の工事成績は、開発建設部管内発注工事管内（港湾・空港所管）の平成18年度は当該年度とし、平成19年度以降は当該年度及び当該年度を含まない過去1年度間の最も低い工事成績を評価する)

(2)沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港所管）において手持ちの低入札工事がある場合は競争参加を認めない（WTO対象工事以外）。(手持ちの低入札工事とは、同一の発注者工事において、契約日から工事目的物の引き渡しが行われるまでとする。)

### 2. 総合評価に関する措置

・沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港所管）における過去2年度間の低入札工事の工事成績が70点未満の企業は、総合評価の加算点の得点を減点する（WTO対象工事に限る）。

○70点以上・・・・・・・・・・・・・・ 0点

○70点未満65点以上・・・・・・・・・・ -10点

○65点未満・・・・・・・・・・・・・・ -20点

- ・低入札工事の工事成績は当該年度及び当該年度を含まない2年度間の最も低い工事成績を評価する。
- ・減点することで加算点が0点以下となった場合は、加算点を0点とし基礎点100点のみとする。

### 3. 受注者側技術者の増員の対象拡大に関する措置

・沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港所管）において低入札工事を受注した場合は、以下の通り受注者側の技術者を増員する。

#### (1) 政府調達（WTO）対象工事（予定価格7億2千万円以上）

監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。この場合、監理技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする（3名体制）。

#### (2) 予定価格2億円以上7億2千万円未満の工事

監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める（2名体制）。

さらに、沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港所管）において、当該年度及び当該年度を除く過去2年度間に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする（3名体制）。

- 1) 6.5点未満の工事成績評定を通知された企業
- 2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は開発建設部長から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。
- 4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

#### (3) 予定価格2億円未満の工事

管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める（2名体制）。

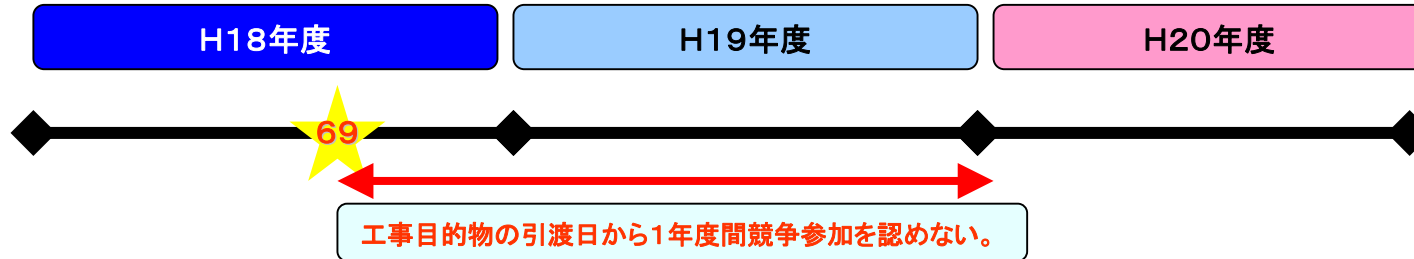
# 1. 入札契約に関する措置

## (1) 低入札工事に関する競争参加資格要件(その1)

H18. 4月以降の開発建設部管内発注工事(港湾・空港所管)において、低入札工事の工事成績に70点未満がある場合は、開発建設部管内発注工事(港湾・空港所管)の競争参加を1年度間、認めない。

なお低入札工事の工事成績は、開発建設部管内発注工事(港湾・空港所管)の平成18年度は当該年度とし、平成19年度以降は当該年度及び当該年度を含まない過去1年度間の最も低い工事成績を評価する。(WTO対象工事を除く)

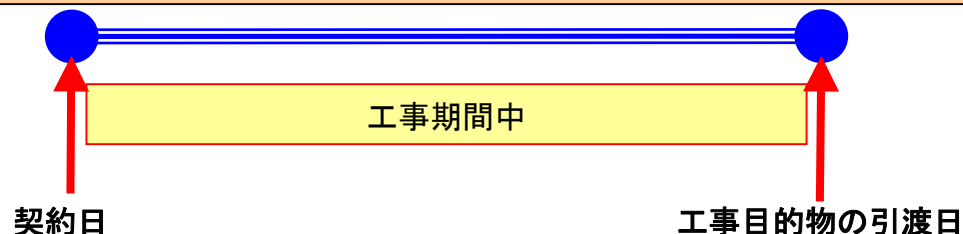
例 平成18年度に低入札工事で工事成績が69点の場合



低入札価格による手抜き工事に対する罰則規定の強化

## (2) 低入札工事に関する競争参加資格要件(その2)

H18. 9月以降に開発建設部管内(港湾・空港所管)において契約手続きを行う工事は、手持ちの低入札工事が完了するまでの間、同一の発注者工事への競争参加を認めない。(WTO対象工事を除く)



低入札工事に対する品質確保

## 2. 総合評価に関する措置

### (1) 低入札工事に関する総合評価得点(加算点)の減点

目的：ダンピングの抑止

施策：低入札工事の工事成績を評価し、加算点を減点。

開発建設部管内(港湾・空港所管)における当該年度及び当該年度を除く過去2年度間の低入札工事の工事成績が70点未満の企業は、加算点の得点を次のとおり減点する。

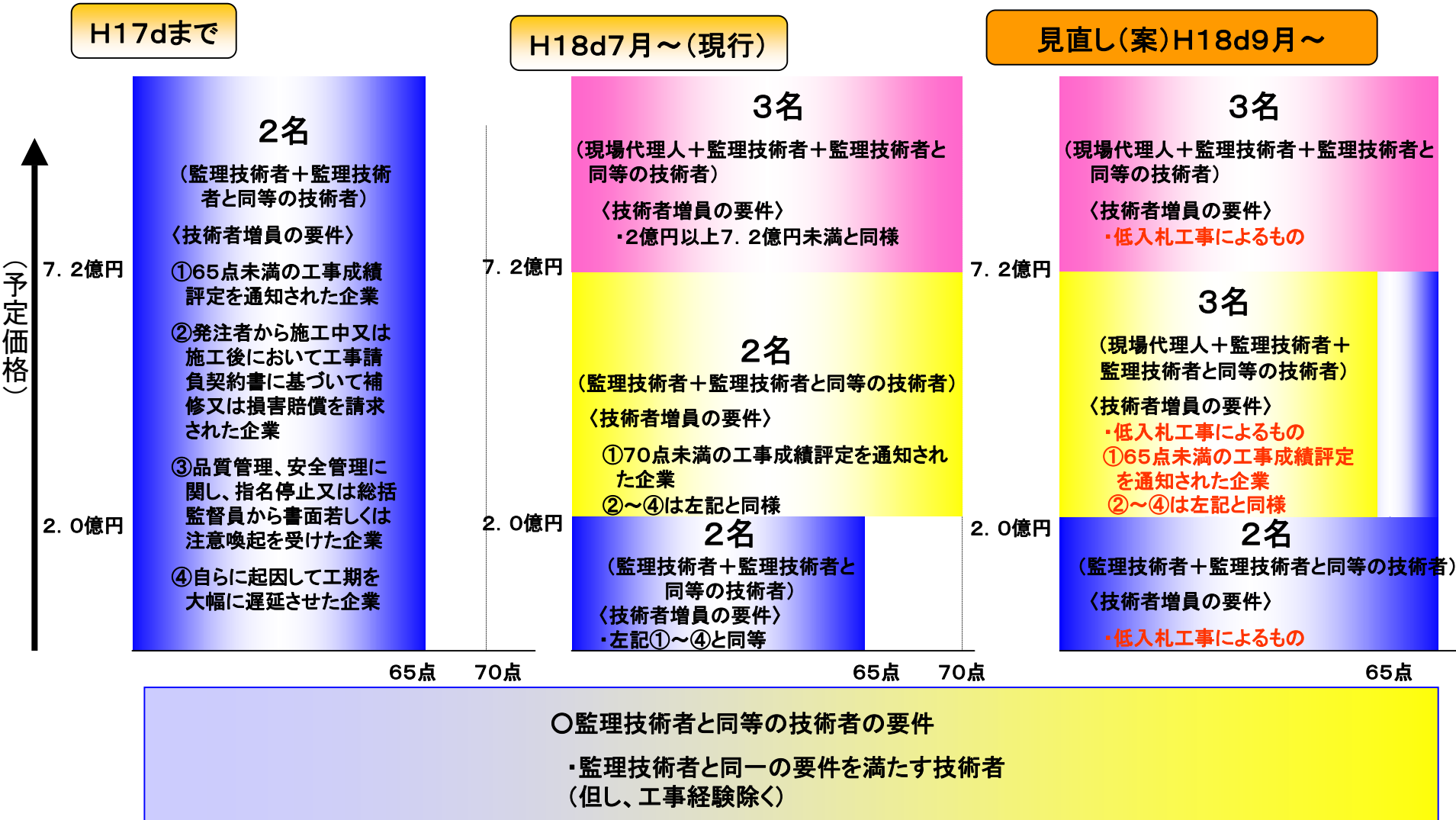
○70点以上	0点
○70点未満65点以上	-10点
○65点未満	-20点

○低入札工事の工事成績は、最も低い工事成績を評価する。

○減点することで得点が0点以下となった場合は、加算点を0点とし基礎点100点のみとする。

### 3. 受注者側技術者の増員の対象拡大に関する措置

#### (1) 低入札工事における受注者側の技術者増員



○監理技術者と同等の技術者の要件

・監理技術者と同一の要件を満たす技術者  
(但し、工事経験除く)

低入札工事に対する品質確保